

<p>広島県建築基準法施行 条例第4条の2の適用 の要否の取扱い</p>	<p>がけの上方又は下方に、がけに接して地表面が水平面に対し 30度以下の傾斜度をなす土地がある場合のがけの高さ及び 水平距離の算定について</p>
--	--

《 1. がけの上方に、がけに接して地表面が水平面に対し 30 度以下の傾斜度をなす土地がある場合 》

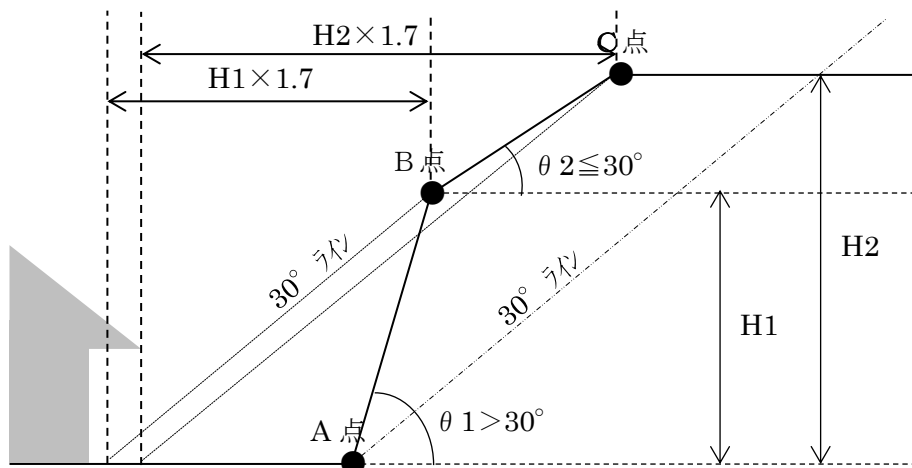
【 内 容 】

- ・ 「がけの上方に、がけに接して地表面が水平面に対し 30 度以下の傾斜度をなす土地がある場合の取扱いについて」（以下「取扱い」という。）により、30 度以下の傾斜度をなす土地もがけの一部とし、広島県建築基準法施行条例第 4 条の 2（以下「条例」という。）に規定する「がけの高さ」及び「水平距離」の算定方法について、下図の事例ごとに判断する。

ただし、次のような事例の場合は、各特定行政庁において個別に判断することとする。

- ① がけが長大な自然斜面となる場合
- ② その他、事例と条件が合致しない場合

事例 1-1 (がけ下に建築物がある場合)



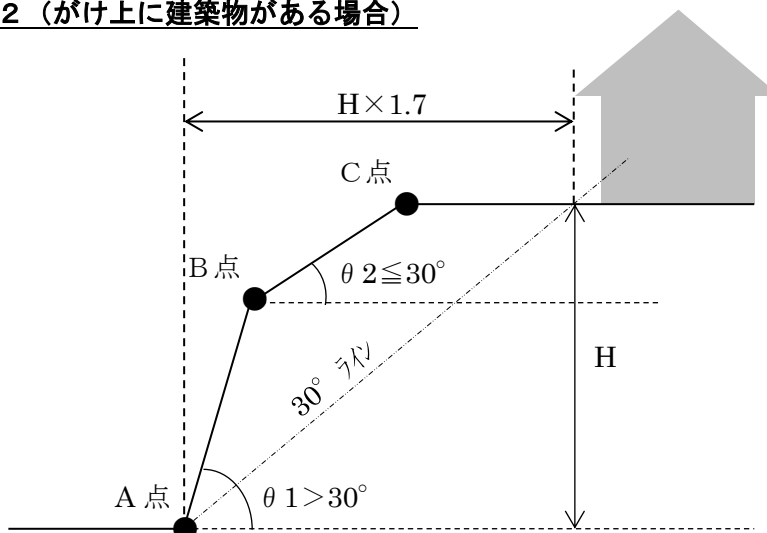
【 解 説 】

- ・ 上図において、取扱い（※）によりB-Cの土地もがけの一部となるため、がけの高さはH2により判断し、H2が5m以上であれば条例を適用する。
- ・ 水平距離を算定する際の「がけの上端」はC点となるが、上図の場合、条例の趣旨から、より影響範囲の大きいB点をがけの上端とし、B点からがけの高さ（H1）の1.7倍以上の水平距離を保たなければならない。

※ 「取扱い」について

宅地造成等規制法における行政実例では、水平面に対し30度以下の傾斜度をなす土地の部分は「がけ」の一部とならない整理となっているが、これは宅地造成行為の規制範囲、宅地造成工事に係る技術的基準（擁壁等の設置範囲）に関する整理であり、条例の取扱いにおいては適用しない。

事例 1-2 (がけ上に建築物がある場合)



【 解 説 】

- ・ 上図において、取扱いによりB-Cの土地もがけの一部となる、がけの高さはHにより判断し、Hが2mを超えれば条例を適用する。
- ・ 水平距離を算定する際の「がけの下端」はA点とし、A点からがけの高さ（H）の1.7倍以上の水平距離を保たなければならないこととする。

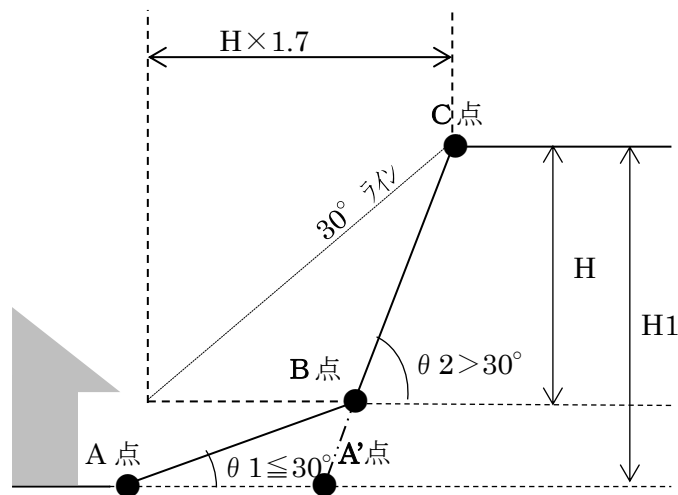
《 2. がけの下方に、がけに接して地表面が水平面に対し 30 度以下の傾斜度をなす土地がある場合 》

【 内 容 】

- ・ がけの下方にある、がけに接して地表面が水平面に対し 30 度以下の傾斜度をなす土地について、当該部分が安定した土地である場合はがけの一部として扱わないこととし、広島県建築基準法施行条例第 4 条の 2 で規定する「がけの高さ」及び「水平距離」の算定方法について、次の事例のとおり整理する。

ただし、30 度以下の傾斜度をなす土地が安定していない場合（盛土造成による場合、上層がけの崩落土が堆積した場合、意図的な盛土であることが明らかである場合 等）は、下図の A' - C 間を一体のがけとし、がけの高さを H1 として基準を適用する。

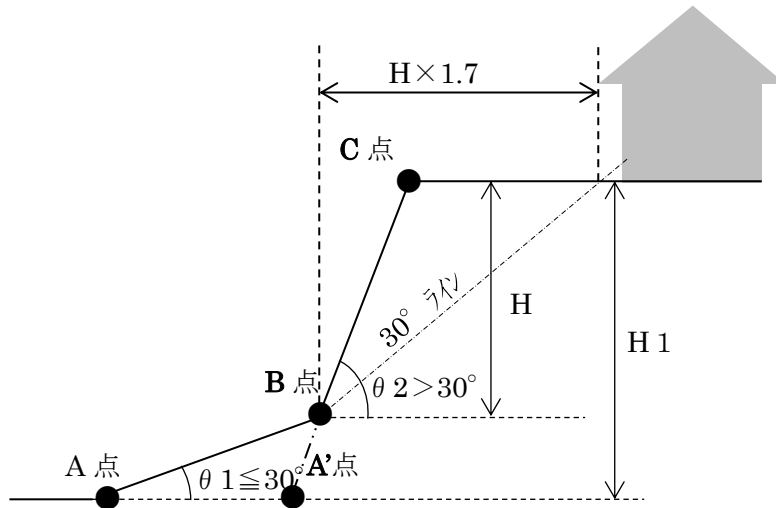
事例 2-1（がけ下に建築物がある場合）



【 解 説 】

- ・ 上図において、A - B の土地はがけの一部ではないため、がけの高さは H により判断し、H が 5 m 以上であれば条例を適用する。
- ・ 水平距離を算定する際の「がけの上端」は C 点とし、C 点からがけの高さ (H) の 1.7 倍以上の水平距離を保たなければならないこととする。

事例2-2 (がけ上に建築物がある場合)



【解説】

- ・ 上図において、A-Bの土地はがけの一部ではないため、がけの高さはHにより判断し、Hが2mを超えれば条例を適用する。
- ・ 水平距離を算定する際の「がけの下端」はB点とし、B点からがけの高さ(H)の1.7倍以上の水平距離を保たなければならないこととする。